

道路までの通路拡張協議書

令和 年 月 日

1. 通路部分の土地の地名地番
2. 通路部分の幅員、延長
3. 拡張後の通路部分の幅員、延長
4. 拡張部分の範囲及び整備内容  
別添図面のおりとする。ただし、通路部分(拡張部分を含む。)には、整備後将来に  
わたり、建築物及び擁壁困障等の工作物は設置しないこと。
5. 拡張部分の整備期限  
拡張部分に接する敷地における同意年月日以降の次回の建築(建築基準法第2条  
第1項第13号でいう「建築」)行為の完了時まで。

上記1から5に係る通路幅員の実施については、異議がないので、同意します。

権利の対象物	権利の対象物の所在	権利の種類	同意年月日	同意権利者の住所氏名	印
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					

- 備考
1. 権利の対象物の欄は、土地又は建築物の別を記入し、( )内は、土地については地目、建築物については用途を記入のこと。
  2. 権利の種類欄は、所有権、抵当権、その他の権利を記入のこと。
  3. 添付図面及び図面
    - ①公図、土地及び建物登記簿謄本、その他権利関係を証する書面
    - ②関係権利者全員の印鑑証明書
    - ③道路、通路及びそれに接する敷地と建物の形態、通路拡幅範囲及びその整備内容が明示された図面等。